

新型コロナウイルス診断報告書について

新型コロナウイルスは学校保健安全法に定められた感染症のため、出席停止となります。登学再開日に、下記の必要事項を記入し、受診した医療機関の領収書のコピー及び診断書または感染症に関する報告書（医師が記入したもの）を添付のうえ、教務・学生課へ提出してください。

登学再開日については、医師の診断に従ってください。

新型コロナウイルス診断報告書〈学生が記入〉

私は新型コロナウイルス陽性と診断され、治癒しましたので下記のとおり報告いたします。

桐生大学 ・ 桐生大学短期大学部（いずれかに○）

学科 年

学籍番号 氏名

1 診断名	新型コロナウイルス
2 発症（発熱）した日	令和 年 月 日（ ）
3 診断日	令和 年 月 日（ ）
4 出席停止期間	令和 年 月 日 ～ 月 日
5 報告書記入日	令和 年 月 日（ ）
6 添付書類	受診した医療機関の領収書のコピー及び診断書または感染症に関する報告書（医師が記入したもの）

【参考：新型コロナウイルス出席停止期間について】

※出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまでをいいます。

※軽快した日によって出席停止日が準じて延期されていきますので注意が必要です。

* 発症日(0日目)は受診した日ではなく、発熱等の症状が始まった日のことをいいます。

【登学可能日の一例】

★最短での登学：4日目までに発熱などの症状が軽快する

⇒5日目：症状が軽快した後一日を経過

⇒6日目：登学可

*5日目に症状が軽快した場合は、6日目に一日を経過、7日目から登学可となるように、

症状が軽快した日によって、登学可能日は延期されますので注意してください。